

仙台市交通安全計画の進捗管理（案）について

○仙台市交通安全対策会議条例第 2 条第 1 項により、仙台市交通安全対策会議（以下「対策会議」という）は本市の交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すると規定されている。

○仙台市交通安全計画に掲げた施策等の着実な推進を図るため、対策会議委員が所属する機関・団体の実務担当者が幹事会を構成し、施策レベルで進捗管理を行い、その内容について協議する。

○幹事会は年に 1 回程度開催する予定。